

○朝霞市総合計画策定委員会要綱

平成31年3月26日要綱

(設置)

第1条 朝霞市総合計画の策定を行うため、朝霞市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 朝霞市総合計画の基本構想案及び庁内策定部会においてまとめた基本計画案について審議及び調整を行い、庁議に提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に係ること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、部長の職にある職員とする。

- 2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は市長公室長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庁内策定部会)

第5条 策定委員会に、別表に掲げる庁内策定部会を置く。

- 2 庁内策定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、別表に定める部、室及び局の部長及び課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、庁内策定部会の会務を総理し、基本計画案その他必要な資料等を庁内策定委員会に提出するものとする。
- 6 庁内策定部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日要綱第38号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

別表 (第5条関係)

部会名	構成
総務部会	市長公室、危機管理室、総務部、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び出納室
市民環境部会	市民環境部及び農業委員会事務局
健康福祉部会	福祉部及びこども・健康部
都市建設部会	都市建設部及び上下水道部
教育部会	学校教育部及び生涯学習部

※組織機構の変更等が生じた場合は、上表の組織に対応する部署により構成する。